



精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療費（精神通院）の申請に必要なマイナンバー等についてのお知らせ

平成28年1月1日から、マイナンバーの利用が開始されます。
申請には、**次のもの**が必要となります。

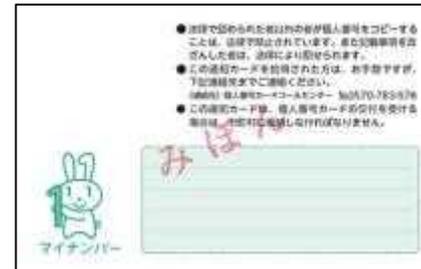
★新たに必要となるもの ①または②のいずれか

- ① (1)本人の通知カードまたは個人番号付きの住民票
(2)本人の運転免許証またはパスポートや障害者手帳等※ } 1セット

通知カードのみほん
(平成27年末頃ご自宅に届いているものです。)



(表面)



(裏面)

※ 運転免許証、パスポート、障害者手帳等がない場合は、保険証と年金手帳等の書類が2つ以上必要です。

- ② (1)本人の個人番号カード(手続きが簡単になるため、取得をおすすめします。)

個人番号カードのみほん
(通知カードについている申請書で手続きをすれば無料で交付されるものです。一枚で本人確認と個人番号の確認ができます)



(表面)



(裏面)

- 代理人による申請の場合に必要なもの。
 - (1)代理権確認のためのもの（委任状、法定代理人の場合は戸籍謄本、本人の保険証等）
 - (2)代理人身元確認のためのもの（代理人の個人番号カード、運転免許証、パスポート等）
 - (3)本人の個人番号確認のためのもの（本人の通知カードの写し、本人の個人番号カードの写し、本人の個人番号付きの住民票等）

★新たに必要となる情報

自立支援医療費（精神通院）の申請書には、
ご本人と同じ医療保険（国民健康保険、社会保険等）にご加入の世帯全員の個人番号
を記入する必要がありますので、メモ等をご持参ください。

★引き続き必要なもの

◆精神障害者保健福祉手帳

- ・ 写真（新たに手帳の交付を必要とする場合のみ）
- ・ 診断書（別紙様式2）
- ・ 精神障がいのために障害年金や特別障害給付金を受給されている方は、診断書の代わりに「年金証書等の写し」で申請可能

◆自立支援医療費（精神通院）

- ・ 診断書（第2号様式）
- ・ 所得・税額調査同意書（第3号様式）又は所得の状況等が確認できる書類
- ・ 被保険者証等の写し
- ・ 年金額が分かる書類の写し（年金受給者のみ）
- ・ 委任状（第13号様式）※自立支援医療受給者証・自己負担額上限管理票の収受を医療機関等に委任する場合のみ必要

★問い合わせ先 ※住民票のある市町村又は大分県こころとからだの相談支援センター